

春日井市液化石油ガス設備工事届出等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。)及び愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号。以下「特例条例」という。)に基づく液化石油ガス設備工事(以下「設備工事」という。)に係る事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯蔵設備 バルク貯槽、貯槽又は集合装置若しくは供給管に連結された容器(バルク容器を含む。以下同じ。)により、液化石油ガスを貯蔵するものをいう。
- (2) 特定供給設備 省令第21条に規定する供給設備をいう。
- (3) 消費設備 調整器(液化石油ガスを質量販売する場合のものに限る。)、ゴム管、配管(供給管を除く。)及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の付属装置(排気筒)をいう。
- (4) 液化石油ガス設備士 法第38条の4に規定する液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者をいう。
- (5) 火気 一般の火をいい、ライター・マッチの火、たばこの火、たき火、ストーブの火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花等をいう。
- (6) 火気を取り扱う施設 事業所内外のボイラー、ストーブ、喫煙室等が通常定置されて使用される施設をいう。

(設備工事の届出施設等)

第3条 設備工事の届出の対象となる施設又は建築物は、法第38条の3に定める多数の者が出入りする施設又は多数の者が居住する建築物で、別表に掲げる物(以下「届出対象施設」という。)とする。

(設備工事の届出)

第4条 法第38条の3の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、省令第88条に規定する届書に、次に掲げる書類等を添付し、正本1部及び副本1部を、市長に提出するものとする。

(1) 設備工事の内容等 第1号様式

(2) 当該工事に係る貯蔵設備の貯蔵能力等の次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000キログラム以上、3,000キログラム未満の貯蔵設備 第2号様式

イ バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500キログラム超え、1,000キログラム未満の貯蔵設備 第3号様式

(3) 案内図

(4) 供給設備の位置、構造及び付近の状況を示す図面

(5) 緊急の連絡先及び消火設備の概要

(6) 貯蔵設備の全景写真

2 市長は、前項の届出を受理したときは、液化石油ガス設備工事届出処理簿（第4号様式）に記録し、副本1部を届出者に交付するものとする。

（設備工事事業の届出）

第5条 法第38条の10第1項の届出をしようとする者は、省令第112条に規定する届書に、次に掲げる書類等を添付し、正本1部及び副本1部を、市長に届出しなければならない。

(1) 液化石油ガス設備士免状所有者名簿

(2) 液化石油ガス設備士免状の写し

(3) 気密試験用器具一覧表

2 法第38条の10第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、省令第114条に規定する特定液化石油ガス設備工事事業変更届書に、次に掲げる変更事項に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、その正本1部及び副本1部を、市長に提出するものとする。

(1) 法人登記簿謄本の変更を伴う事業所の名称又は所在地の変更 法人登記簿抄本

(2) 法人代表者の変更 法人登記簿抄本

(3) 氏名の変更 市町村長の発行する証明書

(4) 液化石油ガス設備士の増員、減員又は氏名若しくは住所の変更 液化石油ガス設備士免状の写し

3 法第 38 条の 10 第 2 項の規定による廃止の届出をしようとする者は、省令第 114 条に規定する届書に、愛知県又は市の收受印受付番号の記載のある届書を添付し、その正本 1 部及び副本 1 部を、市長に届出しなければならない。

4 市長は、前項の届出を受理したときは、特定液化石油ガス設備工事業届出処理簿(第 5 号様式)に記録し、副本 1 部を届出者に交付するものとする。

(立入検査)

第 6 条 法第 83 条第 3 項の規定による立入検査は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 関係者の立会いを求めて行うこと。
- (2) 特定液化石油ガス設備工事の施工場所は管理者の承諾を得て行うこと。
- (3) 事業の業務の妨害とならないよう留意して行うこと。

(不備事項に対する措置)

第 7 条 届出内容の審査及び立入検査で、法に規定する供給設備の技術上の基準に適合しない事項又は判明しない事項がある場合は、届出者に是正を促し、又は説明を求めるものとする。

(消防長への通報)

第 8 条 法第 87 条第 1 項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和 43 年政令第 14 号)第 11 条の規定による消防長への通報は、市長が法第 38 条の 3 の規定による届出を受理したことにより、通報がなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

設備工事の内容等

工事従業者 氏 名	氏 名	設備士免状番号	氏 名	設備士免状番号
完成検査 実施者名				
気密試験 結 果	供給管等内容積		圧 力	気密試験保持時間
	リットル		kPa	分
貯蔵設備	火気との距離	m		
	腐食防止措置			
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他（ ）		
	40℃以下対策			
調整器メーカー・型式				
供給管	高圧部 材質			
	中圧部 材質			
	低圧部 材質	埋設管		露出管
気化装置		有・無	ガス発生能力	kg/h
安全装置		1		
		2		
		3		
		4		
		5		

第2号様式（第4条関係）

供給設備の技術上の基準

（容器による貯蔵能力が1,000 kg以上3,000 kg未満のものに限る）

<p>1 保安距離</p>	<p>①第1種保安距離（法定 m・障壁設置 m） 実際距離 m 保安物件の名称</p> <p>②第2種保安距離（法定 m・障壁設置 m） 実際距離 m 保安物件の名称</p>
<p>2 障 壁</p>	<p>①障壁の構造 材料 寸法（高さ） cm（厚さ） cm</p> <p>②扉の構造 材料（厚さ） cm</p> <p>③扉の補強 等辺山形鋼(枠) mm× mm(内) mm× mm 間隔(縦) cm(横) cm</p>
<p>3 火気取扱施設 との距離</p>	<p>①火気等の種類 火気等との距離 m</p> <p>②火気距離 障壁(材料) 高さ m</p>
<p>4 滞留防止</p>	<p>①貯蔵設備面積 m^2 法定換気口面積 cm^2</p> <p>②実際の換気口面積 cm^2</p>
<p>5 さく、へい 等の設置</p>	<p>さく、へい等の種類</p>
<p>6 警 戒 標</p>	<p>①掲示位置</p> <p>②表示内容</p>
<p>7 消火設備</p>	<p>①粉末消火器</p> <p>②その他</p>
<p>8 軽量な屋根等</p>	<p>①屋根の場合 その材料</p> <p>②遮へい板の場合 その材料</p>
<p>9 転倒防止等 の 措 置</p>	
<p>10 腐食防止措置</p>	

第3号様式（第4条関係）

バルク供給設備の技術上の基準

1 貯槽の設備状況	
2 貯槽の適合性	
3 保安距離	①第1種保安距離（法定 m・構造壁等又は埋設設置 m） 実際距離 m 保安物件の名称 ②第2種保安距離（法定 m・構造壁等又は埋設設置 m） 実際距離 m 保安物件の名称
4 構造壁等	壁の構造 材料 寸法（高さ） cm（幅） cm
5 貯槽の表示	
6 腐食防止措置	
7 転倒防止等の措置	
8 プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	
9 火気等との距離	①火気等との距離 m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無

別表(第3条関係)

省令第86条に定める施設又は建築物(届出対象施設)。

省令第86条定める種類	該当する用途施設又は建築物	該当しない施設等
1 劇場、映画館、演芸場、公会堂 その他これらに類する施設	公民館、集会場、体育館、結婚式場、文化会館、 市民会館及び福祉センター	屋外スケート場、観覧場、水族 館、ショールーム及び野球場
2 キャバレー、ナイトクラブ、遊 技場、その他これらに類する施設	バー、パチンコ店、ビリヤード店、ゲームセンター、 ダンスホール、ボーリング場、スポーツセンター 及びスイミングクラブ	
3 貸席及び料理飲食店	料亭、レストラン、ドライブイン、喫茶店、スナック、 パブ、店内で飲食できる食物販売店、一般消費者に 直接販売する給食センター及び仕出し店	理容所、美容院、揚物店、惣菜 店、弁当店、製造卸の給食セン ター及び仕出し店
4 百貨店及びマーケット	スーパーマーケット及びコンビニエンスストア	家具店等単品の店舗展示場
5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同 住宅	簡易宿泊所、モーテル、山小屋、保養所、民宿、合 宿所、下宿屋、国民宿舎、マンション、ペンション、 貸別荘、学生寮、刑務所、研修所、給食、宿泊、寄 宿舎等の日常生活上に必要な老人福祉施設、救護施 設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設 及び知的障害者救護施設	海の家(料理飲食店に当たるも のは3に該当)、小規模な下宿屋 及び間貸
6 病院、診療所及び助産所	医院、保養所、クリニック、精神病院、歯科院、医 療目的の老人福祉施設、救護施設、更生施設、児童 福祉施設、身体障害者更生施設、知的障害及び救護 施設(日常生活の目的の場合は5に該当)	
7 小学校、中学校、高等学校、高等 専門学校、大学、盲学校、ろう学校、 養護学校、幼稚園及び各種学校	専修学校、理容美容学校、料理学校、タイピスト学 院及び和裁洋裁学校	保育園、乳児園、塾、職業訓練 校、予備校及び各種講習所
8 図書館、博物館及び美術館	郷土館及び記念館	画廊
9 公衆浴場	特殊浴場、サウナ浴場、銭湯及び鉱泉浴場	
10 駅及び船舶又は航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合いの用に供 する建築物に限る。)	各種交通機関待合所	各種交通機関職員休憩所
11 神社、寺院、教会その他これらに 類する施設	神宮、礼拝堂、説教所、社務所及び庫裏	
12 床面積の合計が1,000㎡以上であ る事務所(1～11に掲げるものに該 当するものを除く。)	官公庁舎及び事務所(会議室及び休憩所等の合算)の 部に小売店等を営むとき、その面積を除いた残りの 事務所自体が1,000㎡に満たない場合は該当しない。	